

令和3年度第1回陸前高田市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 令和3年7月27日（火曜日）
午後1時30分 開会
午後3時30分 閉会
- 2 場 所 市役所3階政策会議室
- 3 出席者 戸羽市長、山田教育長、佐々木教育委員、伊藤教育委員、遠藤教育委員、木下教育委員
- 4 事務局 細谷教育次長、関戸学校教育課長、青山管理課長補佐、鈴木学校教育課長補佐、熊谷管理課副主幹、吉田管理課主任主事

○管理課長補佐

ただ今から、令和3年度第1回陸前高田市総合教育会議を開会いたします。
はじめに、戸羽市長からご挨拶をいただきます。

○市長

令和3年度第1回陸前高田市総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。また日頃は当市の教育行政にご尽力賜り、本当に感謝を申し上げたいと思います。

本日は協議事項ではなく報告となっておりますが、ご案内のとおり GIGA スクール構想ということでコロナウイルスの影響もありまして当初の国の考え方が少し早まっているような状況の中で手探りのところもありますけれどもそれを進めていくところでございます。

議会の中でも必ずこの話題が取り上げられている状況でありまして、国も一気にデジタル庁というのが始まりまして、市役所でも対応を急いでいるところでございます。子供たちに良い環境で勉強してもらいたいということもありますし、もちろん他の自治体もやっていることですので、陸前高田市も遅れを取らないようしっかり対応していきたいと考えているところです。

また併せまして、子供たちの学力状況なども過去には市民の皆様詳しくお示してきたところでございますが、最近ではあまり具体的な状況をお示してこなかった状況があります。それについても議会からご指摘がありまして、こんなことであれば出さなくて良いというような意見もあったりして、どこの学校の、どの生徒がどうしたということではないのですが、勉強も大事、運動も大事、友達との時間を作ることも大事、という視点の中で、やはり知らせるべきことは地域の皆様にもお知らせしていこうという動きもあったりするところでございます。いずれ現在コロナ禍にあって子供たちの環境も厳しい中にあるところでありますが、子供たちにとって、その時、その時間というのは本当に今しかないという貴重な時間だと思っておりますので、是非皆様と知恵を絞り出し合いながら子供たちの教育環境と生活環境が少しでも良くなるよう様々なご意見を頂きたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○管理課長補佐

次に、山田教育長からご挨拶をお願いいたします。

○教育長

今日は市長におかれましては日程のお忙しい中ご対応頂きありがとうございます。年に2回程度開催します総合教育会議ということで市長と直接意見交換ができるのは大変貴重な機会です。ただ今市長から様々な教育課題や議会の動き等をお知らせしていただきました。それについて市長からのご意見やお気持ちもあろうかと思しますので、忌憚のない意見交換をし、より良い教育行政を展開して参りたいと思しますので、貴重な時間ですので皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○管理課長補佐

続きまして次第3の報告に移ります。

進行につきましては、戸羽市長にお願いいたします。

○市長

それでは暫時の間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次第の3報告「(1)ICT教育とGIGAスクールについて」事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは事務局から説明いたします。

まず、「1 ICT教育への取組」についてであります。教育委員会としましては教職員の資質向上ということで教員の研修についての支援を考えております。文部科学省による「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」の中の「教職員の資質向上のための研修等支援」を活用しまして、報償費として各校に配当しているところであります。市教委が集めて行う一律の内容のものではなく、各校の先生方のニーズだったり、小学校と中学校では活用する方法に違いがあったりしますので、各校のニーズに合わせたものを学校でいろいろ考えて研修に役立てていただくという視点で配当しております。研修回数や研修時期につきましては、学校長の責任をもって決定ということになりますが、早いところで夏休み中から既に計画を実施するところが出ていくという状況であります。原則として学校で実際にあるタブレットを活用しながら授業の具体的な場面でどう活用できるかを主な視点に研修をしていただいているところであります。

研修講師につきましては、タブレット型端末、学習支援ソフト、電子黒板等の取扱業者や市内のNPO法人を選択していただき実施しているところであります。市教委としましては学校のニーズにおまかせとは申しましたが、全て丸投げではなくて各校の研修状況を適宜把握しながら研修の内容や講師等について助言を行うとともに、研修の成果をどのように生かして、どのように活用できたか、課題や進捗状況を確認しながら支援を進めてまいりたいと思っております。

下の段に入りまして、「(2)オンライン会議、オンライン学習等についての設定に係る研修」についてであります。オンラインを活用することによって、既に市内の中学校同士、または県内及び全国の学校との交流が可能になります。キャリア教育や総合的な学習等において、学校だけでなく様々な企業や地域の方々とのリアルタイムでの交流が図られることから、更なる学習

の広がり期待されているところがございます。その際、機器の設定についてまだ学校によっては全ての教職員が使いこなせるというところには至っておりませんので、学校教育課や教育研究所の職員が1学期中から各校を訪問して説明及び実技の研修を進めております。さらに夏休み中に各校を訪問しましてオンラインを活用した学習が充実できるよう支援を進めてまいります。

この形を充実させることによって、市教委等で実施する研修会や緊急を要する事案等についてオンラインという形での実施も選択できるということから、随時利用してまいりたいと思っております。既に7月に職業理解学習 Make the Future ということで盛岡市、宮城県、名古屋市、東京都の企業の皆様とオンラインによる質疑応答による研修を実施しておりまして、学校からも大変素晴らしい成果だったという報告をいただいているところがございます。

次に「2GIGA スクールへの取組」について報告いたします。休校時の対応等については、オンライン授業、ネット環境への支援、家庭学習の充実の3つの柱を設定しております。オンライン授業については各校に機器は配備済みですが、先ほども説明したとおり十分に使いこなすにはまだ不安がありますので、研修を関連させながら準備を進めているところです。また、市でWi-Fi ルーターを購入しておりますので、Wi-Fi 環境の整っていない家庭への貸与等も個別で対応しながら進めているところであります。併せて文部科学省による「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」のうち、子供たちの学習保障支援を活用しまして、学習支援ソフト「eライブラリアドバンス」を導入いたします。eライブラリアドバンスは小中学校の主要5教科及び中学校の実技教科の教材を収録した学習支援サービスで、授業はもちろん家庭学習においても幅広く活用できるものであり、県内でも広く使用されているものでございます。オフラインでも使用できるため、学校にいる間に教材等をダウンロードしておく、万が一家庭でネット環境が使えない、一時的に使用できなくなった状況でもそれに依存せずに家庭学習に取り組むことができますので、こちらとしても十分有効に活用が進められるのではないかと感じております。

続きまして「(2)Wi-Fi 環境に応じた支援及びガイドライン等の策定について」を説明いたします。ガイドライン等の策定に関しましては、タブレット等の使用に関するガイドラインを策定し保護者の皆様に周知しているところがございます。同時にタブレット型端末の利用に関する利用承諾書の提出もお願いしているところであり、夏休み明けを目処に提出いただくことになっております。

次に、「(3)近隣市町村の整備状況」について説明をいたします。表をご覧頂きたいと思いますが、1人1台端末の整備時期ですが、本市を含めて令和2年度までに整備された自治体が20自治体あり、令和3年度の夏休み中に整備を終える予定が10自治体となっております。タブレット使用に係るガイドライン、タブレット端末の持ち帰りや利用承諾書について、現時点の整備状況はおよそ半分の自治体が整備しているという状況でございます。検討中又は作成中という自治体が多いことから、最終的には今後それぞれタブレット端末の持ち帰り、利用承諾書の提出を実施する自治体がほとんどになると予想されます。なお、持ち帰りに関しては破損や紛失等への対応、情報モラル教育の徹底、児童生徒の視力低下等を中心に健康面への配慮などが考えられるところであり、こちらもガイドライン等を含めて検討していくところであります。以

上でございます。

○市長

ただいまの報告につきまして、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○佐々木委員

職員に対しての研修はもう始まっているのでしょうか。

○学校教育課長

各学校ごとの要請を受けて、始まっている学校もあります。

○佐々木委員

講師はどういう方々でしょうか。

○学校教育課長

タブレット端末を納入して下さった業者の方だったり、タブレットにロイロノートというのが入っているのですが、そちらの活用について研修を詳しくしたいということでその業者をお願いしているところもございます。

○木下委員

3点質問があります。1点目は、各学校で研修をやるというのは大変良いと思うのですが、実施時期が夏期休業から2学期内とありますが、冬期休業は含まないというのは何か訳があるのでしょうか。2点目はGIGAスクールのことで、オンライン授業のなかで文章の細かいところなのですが「啓蒙」という言葉は上から目線で、今は「啓発」を使うのではないかとということです。3点目は利用承諾書についてですが、これを取らなければならない理由は何かあるのでしょうか。今まで子供たちに使う教材について承諾書を取るという経験がないので、何か取らなければならない理由があるのであれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

市教委としてはできるだけ早く子供たちの指導に活かしてほしいということで、2学期内ということで話しておりますが、学校によっては冬期休業期間にもう一度実施したいというところが出てくる可能性もありますので、そこは柔軟に進めていきたいと思っております。いずれにしても2学期スタート時点において、ある程度先生方が活用できるようにということでお願いしてあります。「啓蒙」につきましてはご指摘ありがとうございます。それから、3点目の利用承諾書につきましては保護者の方々への啓発という意味もあるのですが、子供たちが高価な物を使うということにもなりますので、そのお知らせの意味も含めて利用承諾書の提出を求めているものであります。

○市長

ちなみにこの利用承諾書の提出というのは他の自治体でも行っているのですか。

○学校教育課長

確認したところ、11自治体が利用承諾書の提出を求めているということです。

○市長

そもそものGIGAスクール構想というのは全国でやっていると思いますが、きちんと文科省からそういう指針が出ているとか、そういうことで行っているのか、あるいは自発的にそういう発想で行っているのですか。

○学校教育課長

文科省の指針に出ているかどうかは再度確認いたします。

○市長

先ほど木下委員がおっしゃったようにそれを行う意味が分からないので、ただでさえも市議会の中では教職員が忙し過ぎると言っているのに、わざわざそのような手間をかけて仕事が増えているのであれば要らないと思いますし、ただ国からそうすべきだと言われているのであればそれは仕方ないと思うのですが、先生方の立場からするとやはり自発的に余計な仕事はカットしていくという部分がありますので、何の意味を持ってそれを行うのか再度考えていただいたほうが良いと思います。

他にございませんか。

○遠藤委員

各学校のレベルに合わせた研修とありましたが、そのレベルを合わせていくために教育委員会としてはどういう対応をしていくのでしょうか。

○学校教育課長

様々な情報提供をするのはもちろんですし、今回の研修につきましても学校には全ての先生に一律のものではなくて、少し苦手と感じている先生、得意としている先生ということで段階を分けて研修をするということも可能にしております。なかなか一気に全ての先生を同じレベルにするというのは現実的に難しいところがありますので、この研修に教育研究所主催の研修等も挟みながらレベルの差を縮めていくというのが今年実施する方向性であると思っております。また、学校内で上手にチームを作っていて、指導していただくということも含めて検討しているところであります。

○伊藤委員

eライブラリアドバンスというのは、実際どのくらい授業に活用されて、私たちの世代だと本当にアナログで書いたり読んだりして覚えるということに対して、こういうソフトというのが子供たちの学習の吸収としてどのように向上していくのかというのがとても気になります。

また、児童生徒の健康面への配慮についてですが、「配慮してください」とお願いするのではなく、視力低下やストレートネックなども話題になっているので、子供たちにそういう健康面での被害が及ぶ可能性があるのであれば、ストレッチするとかそういうことを含めて考えていただければと思います。

○学校教育課長

eライブラリアドバンスに関しましては、県内自治体にリサーチして情報を集めたところ大変使いやすそうだと伺っております。オフラインでも活用できるというのがかなり大きなところでございました。昨年度1か月程度 Qubena（キュービナ）という同じような学習支援ソフトを使い学校で利用していただいたのですが、子供たちも効果的に使いこなして、先生方にも好評だったと聞いております。これに近いものなのですが、今年 eライブラリアドバンスを導入したというところでございます。

また、健康面につきましては文科省からもいろいろ出ているのですが、教室の明るさでしたり、イヤホンを使うこともありますので音に関しても配慮し、使い過ぎによる睡眠不足や暗いところでの使い過ぎによる視力低下、昼夜逆転に関する指針について学校には適宜情報提供しながら十分に配慮していきたいと思っております。

○市長

今のご質問ですと、例えば「3時間も4時間も使ってはだめです。」と言うのだと思いますが、そうではなくて、目が疲れた、肩が凝ったと言ったときに例えばこういうストレッチをしたほうが良いとか、こういう方法で改善しますというところまでやってあげないと結果的には無責任な話になるので、これを使いすぎたら体を壊しますというのは当たり前の話で、そうではなくて「いったん休憩してこういうことをやってください。」というところまでやってあげないと子供たちのことなので夢中になったらゲーム感覚でやるのかもしれないけれど、是非そういうところもお医者さんとかあるいは保健師さんとかそういう人たちとも相談していただきながらアドバイスしていただいたほうが良いのではと思います。

○木下委員

ガイドラインの最後のあたりに、「破損、汚損、紛失した場合は費用を負担していただく」ということで、これを利用するための利用承諾書ということになると思いながら見たのですが、今後どの程度壊れるのか分からないですが、間違っって落として壊して画面にひびが入ったりというのは教室では頻繁にあるのかどうか、そのたびに費用を負担するというのは保護者としてはかなり負担感があるのではないかと思うのですが、このように決定した経緯や理由があれば教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長

基本的には保険等も検討して決定しているところですが、現時点で子供たち一人一人のタブレット全てをカバーできる保険については検討中というところでありまして、今の段階では費用を負担していただくということで保護者の方々にはお願いしているところでございます。今のところ学校で使っていて間違って落としてしまったり、普通に使っていて故障してしまったというのは1台だけの報告が市教委には入っております。それ以外のところでは順調に使用していただいているところでございます。

○伊藤委員

ちなみにタブレット本体はいくらぐらいなのでしょう。

○学校教育課長補佐

昨年度は文科省の補助対象で1台45,000円で購入できたのですが、現在はその価格で購入できないということで現在価格を見積もっているところです。

○伊藤委員

ご家庭ではあまり払いたくないと思うような金額だと思うのですがいかがでしょうか。

○市長

要は故意に壊せば負担してくださいとなりますが、普通に使っていて壊れたものを全部負担してくださいということではないですね。あくまでも変な使い方をしたとか、明らかに壊れるような使い方をしたというものに対してですね。

○学校教育課長

普通に使っていてたまたま接触が悪くて切れてしまったというのは、この限りではございません。

○佐々木委員

同じところですが、今回はリースまたは購入でしょうか。

○学校教育課長

購入です。

○佐々木委員

我々が一般的に電化製品の店に行くと1年間はメーカー保証とかありますが、そういうのはないのでしょうか。保証があるとすれば、幸い1年間はそのメーカー保証がきくということでしょうか。

○学校教育課長補佐

今回画面が割れたのは保証の対象外でした。

○市長

それは故障ではないからですね。

○学校教育課長補佐

そうです。なのでケースバイケースで確認することになります。

○佐々木委員

そうすると保険を検討するほうが良いということで、今の話を聞くと現在の価格で購入するのは高いということですので、家庭でそれを補うとなるとかなりの負担が考えられると思います。先ほど遠藤委員からお話のありました同じレベルに合わせるという話ですが、研修などをほとんど学校にお願いしている状態なので、学校によっては一生懸命やっている先生やそうでない学校もあったときに、内容的に素晴らしいことをやっている部分があれば今後共通理解の機会など計画はあるのでしょうか。

○学校教育課長

教育研究所の指導主事が研修会のときには、その都度学校に顔を出して内容を確認したり、そもそもどのような研修をすれば良いのか分からないという部分もありますので、そのときに他の学校の研修の様子などを情報提供するという事は行っています。

○佐々木委員

もう一つは私も詳しくは分からないのですが、もしeスポーツをやりたいとなったときに、あるいは学校に委ねているとすれば、ある学校ではOKでも別の学校では許可をしないということになりかねないので、eスポーツそのものについてはどのように考えていますか。

○学校教育課長

eスポーツについては想定していない部分がありました。

○佐々木委員

eスポーツが国体の競技に採用されたということと、競技は違いますが13歳の中学生がオリンピックで金メダルを獲っているくらいなので、借用したタブレットをeスポーツで利用したくなったときに、eスポーツについての考え方を持っているほうが良いのではと思います。

○市長

eスポーツそのものは陸前高田市としては推奨しています。障害者の方がいわゆる健常者と言われるような人たちと対等な同じ土俵で戦えたりするのです。ですから我々から見ればテレ

ビゲームのようなものかもしれないけれども、障がいのある方々にとっては非常に興味を持っているものの一つということで、現在市内のNPO団体などに、大会誘致等もお願いしながら進めているわけです。ただ教育の立場からすると、すごく微妙な話なのだろうなというところもあって、タブレットをそれぞれに対応している中で、そのタブレットで家に帰ってからeスポーツをずっとやって、これは教育の一環なんだと言われても、多分保護者も激怒するだろうと思います。自分のタブレットやスマホ、パソコンでやる分には良いけれども、基本的に教育委員会で準備しているタブレットでeスポーツを推奨することには問題も出てくるだろうと思います。市長部局としてはそういう感じがします。eスポーツが勉強とか自分の将来につながっていると言われれば否定はできませんが、難しい問題だと思います。

○佐々木委員

各家庭でも受け止めきれなくなると思います。子供たち同士がどんどんネットワークを持って入ってしまうと、いわゆるあてがわれたタブレットではやらないけれども、という部分も今回出てくるように思います。だからその辺りの考え方も今後のこととして出かねない要素ではあると思いました。

○木下委員

タブレットのいろいろな部分に、子供たちが操作をできないように設定がされているのですが、これはパスワード等を本人が分かっしまえば設定の解除をすることが可能なのですか。子供たちはタブレットを動かしてみたらどうなるか、いろいろなことをやってみるのが一つの狙いですよね。先生から言われたこと、指示されたことだけではなくて自分でいろいろと探してみるのも良い意味で狙いになっていると思いますが、そのときに設定を解除してどんどん入って行って、終わったらまた設定を元に戻すということも可能なのでしょうか。設定を解除するから駄目だと言うことではなくて、そのあとにそれに対して指導すれば良いだけのことですが、その辺りはどうなのでしょう。あまり規制をかけて見られなくなってしまうと、矛盾しますが本来の狙いとはずれてくると思いました。

○学校教育課長

難しいところではあるのですが、基本的には子供たちが自分のアカウントとパスワードをしっかり管理できれば、設定の変更は可能になります。あとは情報モラル教育の充実と、なぜそういうことをすると危ないのか、子供に上手に理解させていくところが必要になってくると思います。ここは迷ったところなのですが、これをさせないことによって子供たちがせっかくこれからのGIGAスクール、世界を相手にといい子供たちの、世界に通用する子供たちということでGIGAスクール構想も出てきておりますので、様々な可能性を残してあげたいというのがありますので、アカウント等は特に小学校の高学年くらいになれば自分たちで設定が可能になります。それは教育委員会や学校で取り扱いの仕方について十分に指導していくのがまず第一と考えています。

○佐々木委員

関連して、だとすればというのはおかしいですが、ガイドラインがタブレットのガイドラインとなっているのですが、実際に7番になると、自分や他人の個人情報をインターネットに上げないでくださいというのは、これはタブレットを使う時ではなくて、もっと広い意味での注意事項だと思います。これらについての必要な事項というのは、別にあった方が良いと思います。そしてタブレットを使うのは特別な場合であり、自分で買ったタブレットであればいくらかでも使っていていいわけですよ。これは特別なタブレットなのでこれはだめと禁止をかけてあるということがあれば保護者も見やすいと思います。とにかく一般的な事項をだめと書いてあるので、これは当然だということになる感じを受けました。

○学校教育課長

分かりました。では内容の見直しをかけながら進めていきたいと思います。

○遠藤委員

Wi-Fi ルーターについてお聞きしたいのですが、ルーターの貸与ということなのですが、ルーターの利用にあたって通信料は各家庭でお支払いくださいということなのでしょうけれども、新たに通信契約をしてルーターを使うとなると月に何千円かかかると思うのですが、実際にやったときに、例えば学校が宿題を出して「家でやってきてください。」というのが月に1回、2回だったなら通信料を払うのが馬鹿らしいと思います。頻繁に使うのであればそれも仕方ないと思いますし、使う頻度によって何か腑に落ちないところが出てくるのではないかと思います。それともう一つ、通信費の何千円かを払いたくないという家庭が出てきたときに、それは良いですというふうになるのかどうか、どうなのでしょう。

○市長

まず通信費をいくらぐらいと見込んでこういう形にしたのですか。

○学校教育課長補佐

月に5,000円から6,000円程度です。

○学校教育課長

まず学校での使用頻度について、持ち帰りの時期を学校ごとに発達段階等もありますので少し差はありますが、家に持ち帰るにあたっては、どのように活用するという事例を教育委員会からも出しますし、あとは学校にも考えていただいて、それこそ頻度についてはできる限り増やしていくということを教育委員会としては進めていきたいと考えております。ただ中学校等は恐らくそれで最初多めに設定できると思いますが、小学校低学年については十分にその使い方の指導を進めてまいりますので、家庭への持ち帰りの始まりが少し遅くなると思います。もう一つはルーターについて、どうしても家では使えないとなると、まず学校を通じて繰り返しお願いをするということが基本になるかと思いますが、ルーターがないのであればどうしても

入れてほしいとこちらから強制することも難しい面がありますので、まずは学習の意義、子供たちへの影響というところを考えて粘り強く相談をさせていただき、お話をしていくことを続けていこうかと考えているところです。

○遠藤委員

変な話ですが、地区の会費を月に500円上げるのも大変なのですが、これが今後どうなるかわからないところに、新たに3,000円を毎月払ってくださいというのはなかなか難しいところもあると思うのですがいかがですか。

○市長

例えば給食費であれ何であれ、いろいろなご家庭の事情がある中で、これは義務教育を受けるためにさらにお金がかかるという話ですよね。例えば教育委員会として国に対して何かこういうものを要望しているのでしょうか。どう考えてもこういうものが成り立つわけがないと思うのですが。月に3,000円ずつだったら年に36,000円払うことになります。それを今まで払わなくても良かったものを払うわけです。それを例えば未納の方がいれば回収に誰かが行くという話になり、これにまた人件費がかかります。であれば制度としてそもそもこれは慌ててやっているところがあって、穴がたくさんある制度だというのは皆さんが感じるころなのではないでしょうか。だからこれは多分どこの自治体でも大きな問題になると思います。例えば担当の人を置かなければいけないとか、お金を集めることにだってお金がかかるのですから、だからもちろん国にも要望していかなければいけないですけども、それでは他の自治体でどういう議論になっているのか、かと言ってこれを陸前高田市が全部負担するとなれば、これまた大変な話になると思います。今の陸前高田市の小中学生が合わせて1,000人ぐらいですよ。だからご兄弟でいらっしゃる方もいらっしゃいますが、月に3,000円、年に36,000円が1,000人分となればとんでもない金額になります。

○木下委員

金額的に出すというよりは、全部平等にしなければならないので、だから極端な話をすると「家では帰ってから勉強しなくても良い。」という親が出てきたり、又は今までどおり紙に書かせてやりたいからこれは要らないと言われたときに、駄目だとは言えないので、そうすると担任の先生はそういう方法もあると認めざるを得ないので、そうするとその子には別な課題とかというようなことも、実際に始まったらそれも考えていかなければ駄目なのだろうと思います。

○市長

そうやってオフラインでも使えますというのを有効にやっていくしかないのではないのでしょうか。ただコロナで出席停止みたいなことになったときに、オンライン授業ができますというのが一つの売りだと思いますが、オンラインが成り立たなくなるときに、一方の生徒さんは先生とネット上で対応しながら授業を受けて、もう一方の生徒さんはオフラインで問題集みたい

なものを解いているような状況がそれが正しいのかどうかはよく分からないのですけれども、木下委員がおっしゃったように、その2つのパターンでやっていくしかないのだと思います。

○木下委員

今は過渡期で皆さんほとんどスマホを基本持っていて、便利だという何か理由があるのですよね。この場合、本当にスマホがあったほうが良いのかとなると、先ほど遠藤委員がおっしゃったように、先生方も頻度からどれくらい効果があるのか、本当はまだ未知数なところも多分あると思います。そういった意味ではスタートをどうするか、一斉にやる部分について慎重にしてもらわないと、早めに入れたのは良いけれども、全然使わないということになる可能性もあるし、やらないけど自分で自由に使っているよというような良さも出てくると思うし、その辺りはちょっと難しいという感じがします。

○市長

佐賀県の武雄市と先日様々な協定を結んだのですけれども、武雄市ではタブレットはもう10年くらい前から入れてやっている先進地で、既にいろいろな活用の仕方をしていて、GIGAスクールどころか小中学生がものすごく活用しているのですけど、今みたいな話も実際にどうなっているのかとか、あるいは先ほどのeライブラリというのが良いのだと言うけれども、積極的に皆さんがこれだったらお金を出しても良いというものであれば、何も隣の町と同じような事をする必要もないですし、是非教育委員会でそういう所へ視察にでも行って実際にその10年前からいろいろとやっているところから学んでいただきたいと思います。

○佐々木委員

市内で電波がない、届かないというようなWi-Fiの適用でない地域はあるのですか。そこはいくら機器を貸し出しても駄目だと思います。

○学校教育課長

昨年度から学校をとおして各家庭に調査をかけた時点では、そういうご家庭があるということとは把握しておりません。

○市長

課題がいっぱいあるということだけは分かりましたけれども、次に進めさせていただきたいと思います。次に報告の(2)ということで陸前高田市立博物館の施設概要についてお願いします。

○教育次長

それでは資料2をご覧ください。陸前高田市立博物館の施設概要についてご説明いたします。現在建設しております市立博物館につきましては、震災前の市立博物館及び海と貝のミュージアムの両施設を合わせたものでありまして、災害復旧事業として整備しているものでございます。令和3年7月30日までで工事が完了するという予定で進めております。工事完了後につ

きましては、建築材料から発生する展示資料などに影響を与える合成化学物質を除去する期間、館内の空気を正常化させるといった、いわゆる枯らし期間が必要となっております。文化庁の指針によりますと、文化財の公開まではコンクリート打設後からふた夏の経過、又はこれに相当する環境の実現が望ましいとされていることから、開館につきましては令和4年の秋頃を予定しているところでございます。新しい博物館ですけれども国宝及び重要文化財の展示公開が可能となる公開承認施設というものを目指しているものでございます。

それでは次に資料2の1ページをご覧ください。まず建設予定地でございますけれども、既に皆様ご存じのとおり、アバッセ南側の高田町字馬場前地内になっておりまして、敷地面積は6,652㎡となっております。

次に施設の概要でございますが、建築構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の2階建て、延床面積は1階が1,991㎡、2階が727㎡、屋外の屋根付き駐車場が82㎡の、合計で2,800㎡となるものでございます。続きまして展示室について、1階に常設展示室と企画展示室を設けておりまして、延床面積の計では1,126㎡となるものでございます。次に収蔵庫につきましては1階と2階にそれぞれ設けており、延床面積が計で433㎡となるものでございます。

工事概要でございますけれども、工期は令和元年12月11日から令和3年7月30日までということでございまして、設計を東京の内藤廣建築設計事務所さん、施工業者は建築が株式会社佐武建設さん、展示が株式会社丹青社さんが行っております。事業費でございますけれども、建築工事にかかる費用が19億510万6,500円、展示工事が6億9,740万円の、計で26億250万6,500円でございます。災害復旧でありますことから財源は国の復旧復興財源と、市の基金等を利用しまして、市の負担となります一般財源につきましては持ち出しが少なくなるようにしているところでございます。下の表の各階の概要でございますけれども、1階には展示室のほかに事務室、研修室や被災資料の安定化処理、修復作業を公開する予定の作業室等を配置しているところでございます。2階は整理室、収蔵庫、機械室でございます。屋上でございまして、屋上階は展望台となっております。市街地や海を一望できるスペースとなっております。

資料の2ページをお開き願います。こちらは1階の平面図となります。上の方がアバッセ側となるものでございます。入り口は左上に風除室と書かれたスペースがありますけれども、こちらが入り口になるものでございます。こちらからエントランスホールを通りまして、作業室では先ほどお話しさせていただきました被災資料の安定化処理、修復作業を公開する場となっております。展示ロビーには県立高田高等学校の実習船かもめを展示することとしておりまして、この展示ロビーから常設展示室へ入っていただくこととなります。常設展示室の北側にあります企画展示室におきましては、期間を設けた形での特別展などを行いたいと考えておりまして、公開承認施設となるために、国宝、重要文化財等の展示公開というのが5年のうち3回以上という条件がございますので、そちらの公開等をこの企画展示室を利用して行う予定となっております。常設展示室の内容につきましては、このあと展示内容のほうで詳しくご説明させていただきますので、ここではお目通しをお願いいたします。

資料の3ページをご覧ください。こちらは2階の平面図となっております。2階は資料の収蔵、整理に使用するスペースとなっているものでございます。

続きまして資料の4ページをお開き願います。博物館の全貌と当初のイメージ図となります。全体のイメージは海と貝のミュージアムにありました「貝たちの部屋と発見の部屋」を、市立博物館の自然と歴史系の展示が包み込むようなレイアウトになってございます。

次に2ページをお開き願います。まずこちらの「1 導入」ですけれども、被災した市立博物館に残され、文化財レスキューの象徴となった「資料を持ち去らないでください」のメモの再現展示によりまして、博物館再建の意義を紹介しております。「2 発見の壁」は、基本となる各展示に設けられた象徴的なコア展示をつなぐ機能を有しております、入館者が感じ、考え、発見する感覚に語りかける壁になっております。

次に3ページをご覧ください。「3 大地の成り立ち」でございます。日本列島の成り立ちを知る上で重要な陸前高田の大地について、氷上花崗岩、壺の沢変成岩といった本市の地名が付けられた岩石や、矢作町字飯森、雪沢などの全国的にも知られた古生代の化石を紹介しながら、地球の約46億年の歴史と、その流れのどこに陸前高田市の岩石や化石が位置するかを展示しているものでございます。また、リアスの海の形成過程とその豊かさの理由を紹介し、次の「4 奇跡の海三陸」につなげているものでございます。

4ページをお開き願います。こちらが「4 奇跡の海三陸」というコーナーの部分になります。魚の王国と呼ばれる三陸の海の豊かさを、生息する魚類500種全てをイラストで再現し、この豊かな海を支える陸前高田の山、川、海の生物の多様性を、写真と豊富なはく製などの標本で伝えることとしております。下の5ページでは、奇跡の海三陸がもたらす豊かな恵みを受けて生きてきた人々の生活を「5 海と生きる高田の人々」として紹介いたします。これは中沢浜貝塚をはじめ、水産日本のルーツと称される三陸沿岸の縄文貝塚から出土した遺物や、国登録有形文化財である陸前高田の漁撈用具を通しまして、海の恵みを受けながら発達した漁撈文化をはぐくみ、恵みをもたらす海への感謝と祈りを表す民俗を形作った人々の生活を展示することにしております。

次に6ページをお開き願います。こちらは「7 博物学の世界」というコーナーになります。こちらでは鳥羽源蔵先生の多岐にわたる研究業績と、愛弟子でございました千葉蘭児先生を紹介いたします。この業績が考古学、地質学、昆虫学、植物学、貝類学など各分野の学史、研究において重要でありまして、宮澤賢治にも大きな影響を与えております。この鳥羽源蔵先生のコレクションを市立博物館の最も重要な資料の一つであると考えているところでございます。

下の7ページをご覧ください。「8 宿命とともに生きる」では、資料が残っている明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、チリ地震津波に焦点を当てまして、津波被害の歴史を学び、津波を正しく恐れ、津波から命と暮らしをどのように守るかを考えていただく内容となっております。

次に8ページをお開き願います。「9 よみがえる博物館」のコーナーでは、東日本大震災での博物館の被災状況、被災資料の救出作業、再生に向けての試行錯誤を続けております安定化処理など文化財レスキューの過程と全国からの支援の様子を紹介し、再生した被災資料の展示をご覧頂きながら、資料を残す意義と文化財防災について考えていただく内容となっております。

海と貝のミュージアムの展示につきましては、下の「10 貝たちの部屋」と「11 発見の部屋」

の2つがあります。部屋の名称も震災前の物を引き継いだ形にしているものでございます。9ページの「10貝たちの部屋」では、海と貝のミュージアムの雰囲気そのまま引き継ぐような形で世界の美しい貝とその多様性を紹介する展示にしたいと思っております。約2,000点の貝が整然と並ぶ部屋の真ん中には、天井から吊り下げられました日本最大のツチクジラの剥製「つっちい」を展示するものでございます。

次に10ページをお開き願います。貝たちの部屋の奥になりますけれども、こちらが「11発見の部屋」というものになります。ここでは遊びながら学ぶことをテーマとしておりまして、みんなのおしらせ、三陸の海、山の食べ物、連鎖パズルといった体験キットなどを準備いたしまして、自分で部屋の中央にある体験テーブルに持って行きながら、遊びながら陸前高田の自然や歴史を学べる空間となっているものでございます。部屋を「かんさつの森」「たんけんの海」に分けて、「かんさつの森」では壁面が90箱の昆虫標本箱を使った「陸前高田の昆虫図鑑」としてしております。「たんけんの海」では、中沢浜貝塚から出土した縄文時代の釣り針の形をした模型を使った魚釣りを体験することができる内容となっております。このほかにも自然や歴史に関する絵本や図鑑を使って、親子で発見する部屋としたいと考えているものでございます。以上が展示の概要となります。

最後に「陸前高田市立博物館スケジュール」を説明いたします。こちらは博物館の工事完成から枯らし期間を経ました令和4年秋頃の開館までに至る展示資料の搬出、搬入に係るスケジュールでございます。旧生出小学校の仮設博物館におきましては、現在、新博物館で展示します資料の種類ごとにまとめて搬出準備を行っておりますが、新しい博物館の空気の環境状況を見ながら、順次搬入することとしております。また搬入された資料のうち展示するものは、それぞれ職員により作業を進めることとしております。この展示作業については余裕を持ちまして開館半月前には終わらせたいと考えております。「3新博物館（枯らし）」の欄でありますけれども、工事完成後は月に2回くらいのペースで汚染化学物質の濃度を測定する環境調査を行うこととしておりまして、開館後におきましては、調査回数は若干減りますけれども、環境調査を継続してまいりたいと考えております。併せまして温湿度管理についても通年で行っていくこととしております。「4新博物館（展示準備）」ですが、開館に合わせて特別企画展を行いたいと考えていることからその準備を行ってまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○市長

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○佐々木委員

単純なことですが、2階には一般の方は入ることができないということですか。

○教育次長

はい。資料を収蔵する場所ですので、職員のみのお入りとなります。

○佐々木委員

資料では壁面でいろいろな展示を紹介しているのですが、映像を見せるところはあるのですか。

○教育次長

映像も見られるようになっています。

○佐々木委員

以前の「海と貝のミュージアム」では、磯遊びのできるようなコーナーがあったのですが、それはありますか。

○教育次長

それは今回「公開承認施設」とするため、そちらの関係で以前にあったような水を置けないことになりました。

○佐々木委員

それは法律の関係でしょうか。

○教育次長

公開承認施設の許可を得るため、今回は置けませんでした。

○佐々木委員

それから、よく他の博物館や科学館に行くと売店があるのですが、それは考えていないのでしょうか。

○教育次長

以前、海と貝のミュージアムにありましたが、大々的ではないのですが現在規模を含めて検討しているような状況です。

○伊藤委員

資料「10 貝たちの部屋」にある「しおさいカフェ」というのは、どの程度のカフェになるのでしょうか。

○熊谷副主幹

「しおさいカフェ」というのは、以前、海と貝のミュージアムの2階に上がったところにあったもので、カフェという名称なので飲食ができると思われているのですが、実際は名称だけ「カフェ」と付いていました。自動販売機があってジュースを買って飲むということはしていたのですが、やはり館内での飲食はよろしくないということで、名前だけが残っております。

ただ雰囲気そのまま持ってこようということで、名称だけ引き継ぐというような形になりました。

○伊藤委員

すると結局館内での飲食はできないということですか。

○熊谷副主幹

飲食は基本的に館内及び常設展示室内ともできないということです。

○伊藤委員

自動販売機も置かないのですか。

○熊谷副主幹

公開承認施設なので、自動販売機もあえて置きません。

○遠藤委員

今回1階だけに展示がされるのですけれども、このうち修復されたものは何パーセント程度が展示されるのかと、他から借りてくるものはどのくらいの割合になるのでしょうか。

○熊谷副主幹

基本的に修復されたものなので、ちょっと傷がついているものを想像されると思いますが、実は貝なども全て被災をしております、それをきれいに修復しております。今回の展示のために作ったものはあるのですが、8割以上が被災資料になります。他から借りてきて展示をすることは基本的にはありません。全て自前の資料だけで賄うことにしています。

○遠藤委員

その8割というのは、集めた資料全体の何パーセント程度になるのですか。

○熊谷副主幹

資料全体の点数はまだ分かりませんが、被災した資料が46万点あって、そのうちの26万点の処理が終わったのですけれども、全体の展示で3,000点弱ですので、数的にはそういう割合になっています。基本的にはどこの博物館でも展示する資料の点数が、収蔵している点数の10分の1以下だったりします。

○遠藤委員

その展示資料を定期的に入れ替えたりするわけですか。

○熊谷副主幹

例えば特別展であったり、あるいは常設展の切り替えということで入れ替えをします。

○木下委員

「2発見の壁」というところに「陸前高田らしさ」と記載があるのですが、陸前高田らしさというものにはどんなものがあるのですか。

○熊谷副主幹

展示はこれからですのでお楽しみといったところなのですが、簡単に言えば「かつての陸前高田」というようなものを並べてみようと考えています。

○木下委員

地元の皆さんが行って「懐かしいな」と感じるようなものですね。

○遠藤委員

外から見て一番気になるのが屋上なのですが、何かすごく良いと思うのですが、屋上で食べたり飲んだりするといったものはないのですか。

○熊谷副主幹

基本的には食べたり飲んだりをやってしまうと大変なことになってしまうので、屋上は日中はもちろん風景を見ていただくということがあるのですが、博物館は震災前から天体観察会といったものを行っていましたので、屋上で月の観察会などはできるかと思っています。

○遠藤委員

私も今それを言おうと思ったのですが、私もたまに星を見るのでやっていただきたいと思います。ただ明るい場所なので、壁を高くするとか何かあれば良いと思いました。

○市長

それでは次に、「(3)コミュニティスクールと学校運営協議会の現状について」の報告をお願いします。

○学校教育課長

それでは資料3をご覧ください。コミュニティスクールと学校運営協議会の現状についてご説明いたします。まず令和2年度から陸前高田市ではコミュニティスクールが始まって、令和4年度から日本全国全ての所でコミュニティスクールを展開するということになっています。他に先駆けて陸前高田市では現在コミュニティスクールを推進しているということになります。なぜ今コミュニティスクールなのかということで、新しい学習指導要領等にも示されましたが、今後子供たちに社会に出たときに求められる能力として答えがはっきりしない、答えが一つで

ない課題に対して、最善解を導くことができる能力、それから単なる国語の知識、算数の知識、そういうものではなくてあらゆる分野の横断的な、幅広い知識、それから俯瞰する力というものを身に付けていくということで、学校の中だけでなく保護者、地域を巻き込んで、地域全体で子供たちを育て、力を付けるということでコミュニティスクールが求められているものであります。

具体的に導入の目指すところとしましては、学校を保護者や地域住民に積極的に開き、開かれた教育課程ということで積極的に地域に展開し、広く保護者や地域住民が参画し、一体となった地域とともにある学校を作るということでございます。今までももちろん学校と地域とで連携はしているところではあるのですが、どちらかと言うと学校から地域、又は地域から学校ということで、一方通行というところがございました。これを双方向的に、総合的に作って指導を進めていくというのが、コミュニティスクールの目指すところとなっております。コミュニティスクールを導入することによって学校がどのように変わるのかという利点を申しますと3点ございます。

まず1点目が、学校と地域の連携、協働をより広い関係者が共通認識のもとで継続的に推進することができること。2点目は保護者、地域住民の皆様について、より当事者意識が高まり、積極的に教育に携わることができること、これはつまり一部の人の負担にならない、学校の現状に理解が深まる、そして学校が実行しやすいということにつながってまいります。3点目は、保護者、地域住民の皆様の参画が、自己有用感、生きがいにつながるということ、関連して子供の体験が充実するということが、学校が社会的なつながりを得られる場であるとともに、専門性や地域の力を生かした教育の実現がなされるということで、コミュニティスクールを導入する良さが示されているところでございます。

それでは具体的に、今年度の陸前高田市の各小学校中学校の活動について説明いたします。資料3の表をご覧ください。昨日、7月26日に高田第一中学校で開催され、市内全校において第1回目の学校運営協議会が実施されたところでございます。第1回目につきましては、具体的な今年度の動きを確認、今年度の見通しを地域、保護者、学校で確認するところが主な内容となっております。具体的に各小中学校の学校運営協議会の中で示されたものを掲載しております。どの地域におきましても学校、家庭、地域の連携の下、子供たちを見守り育成していくということが確認されています。具体的には多くの学校で通学路、今年度から廃止されたスクールバスの路線がございまして、通学路での見守り充実、地域での挨拶の奨励、防災教育のあり方、早寝早起き朝ごはんといった基本的な生活習慣の定着、地域人材の紹介、各地域に何々名人と呼ばれる皆さんがいますので、そのような方々を紹介していただくこと、それから地域コーディネーター、こちらも各学校で意欲的に働いていただいておりますが、より地域に積極的に働きかけていただくことなど、幅広い視点からの話題が取り上げられ、スムーズなスタートを切ることができたところであります。

学校運営協議会の中で一番重要だとされる協議につきましても、集まって一人一人発表して終わりという形ではなくて、熟議ということでグループに分かれて付箋などを貼りながら表現していくというワークショップ型での討議を行うなど、運営委員会のメンバー一人一人の考えや思いが反映されるよう工夫されているところであります。なお、学校運営協議会のメンバー

につきましては、資料3の裏面のとおり学校、地域、保護者の方など様々な方がございますが、学校で選定をしていただき必要なメンバーに集まっていただくところでございます。多いところでは10名以上の方をお願いをして、様々な幅広い情報を収集しているところでございます。

今後の一番大きな課題といたしましては、各校でこのように充実した活動が行われているものを、横の連携、横のつながりということでより強固なものにしていくことだと考えております。それぞれの地区ごとの活動で終わらせるのではなく、活動内容を情報共有する場を設定し、市全体としての成果と課題を明確にすることで、それを地域に持ち帰り、より各地域の良さを生かした活動につなげていけるように工夫してまいります。

次のページでは、陸前高田市がコミュニティスクールを推進する意義ということで、これをいろいろなところで紹介させていただいておりますが、最後にもう一度載せました。意義としては大きく4つの点を掲げております。「1感動、気づき、学ぶ楽しさを得る子供たちの学習の充実」、「2学校にとっても、地域にとっても、もちろん保護者の皆様にとっても活性化につながる地域との共生」、「3誇りを持って地域を語ることができる人の育成を目指す復興・まちづくりの共有」、「4陸前高田市だからこそできる後世につながる防災教育」ということで、各学校におきましてはこちらの意義を常に念頭に置いていただいて、地域とのより深いつながりを構築していきながら、子供たちのために指導を進めていただくようお願いしているところであります。以上でございます。

○市長

ただいまの報告について、皆様から何かあればお願いいたします。

○佐々木委員

学校運営協議会の規則第7条について、この評価というのは何か評価基準があるのでしょうか。

○学校教育課長

こうでなければならないといった評価基準はございません。年2回目あるいは3回目に行われる運営協議会において、各学校において様々な意見を頂いて、反省していただいたというものの中から、まとめて提出を頂いているということになっております。

○遠藤委員

広田小学校での協議内容で、「学校のメールシステムに登録」とあるのですが、学校のメールシステムは全校にあるのですか。

○学校教育課長

各学校単位でして、広田小学校であれば広田小学校の保護者の皆さんに届くということです。

○遠藤委員

続けてなのですが、私にもメールシステムがほしいと思うことがありまして、例えば小学校が休校になったことが他から聞こえてくることがあるので、そういうことも私たちがメールで分かれば良いなと思います。それともう一つ、高田東中学校の「リ九高ルール」とは何でしょうか。

○学校教育課長

「リ九高ルール」は教育研究所で出している、スマートフォンだったり、パソコンだったりそれらに関わる使い方のルールになります。昨年度A4サイズ1枚もので「何時までに終わりにしましょう」という生徒指導上のルールを教育研究所で作っておりまして、そちらの検討ということになります。

○遠藤委員

陸前高田の呼び方と語呂を合わせたわけではないのですか。

○学校教育課長補佐

一応は陸前高田市のルールということで、陸前高田の「りく」と、夜9時まででスマホの利用をやめましょうという「九」とで語呂を合わせました。

○市長

他にございませんか。

○伊藤委員

現在スクールバスがなくなった所もあるということで、やはり登下校の見守りというのが各学校のメインの活動になるかと思っておりますが、各地域の小学校で子供が少なくなっても存続する意義としても、この活動はすごく有効だと感じておりますし、こういうふうに各地域の小学校の特徴がすごく出ているということをもとめた資料があることでよく分かりました。それでせっかくなので、例えば年に1回でも、コミュニティスクールの方たちの情報交換みたいなものがあれば、より良い刺激を受け合って、ある程度統一されたものも共有して、共通理解というところまで行けるのではないかと思います。

○学校教育課長

そのような設定も検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤委員

ちなみにコミュニティスクールに関わってくださっている方はほとんどが無償のボランティアさんなのですか。

○学校教育課長

そうです。

○木下委員

基本的な方針の所に「学校運営方針に関すること」とか「教育課程の編成に関すること」とあり去年も質問したのですが、学校では1月、2月に来年度の方針などを決めるということで、学校で方針を決めてから4月、5月の第1回運営委員会でそれが否決されても困るなどと思います。すごく難しいのは、日本では学習指導要領とか、検定を受けた教科書を使ってやっていることが大前提としてあるので、アメリカなどではそういったことはないのも、そこからスタートしたものだと思うのですが、それをそのまま当てはめてきているので、その部分を日本で突っ込まれると、かなりごちゃごちゃになってしまっていてそれぞれ考え方が違うので大変だろうと思います。でも学校の話し合いの中ではそういう部分が出ていないので、あえてそこは教育委員会として話題にしない方向になってほしいと思います。コミュニティスクールで規則のとおりの方針や教育課程について承認をその都度やるとなると学校としては大変だと思いますが、その辺りはどうなのでしょう。

○学校教育課長

私としてはそういったことに多く時間を費やしてしまうと進めなくなってしまうというところはすごく感じております。ただ学校の様子を聞くにあたり、いろいろなご意見を頂けるといいうことでした。本当にざっくばらんにこういうことをしてほしいとか意見をいただけるので、それはそれとしてご意見がすごく参考になるということで、昨年度の時点で何か学校の運営に関して承認が難しいといった話も出しておらず協力的な地域だということで、まずこれで進めていきたいと思っております。

○市長

この規則の基になっている法律の趣旨はそうなっているのですか。私も今言われてこうやって眺めると、この方々がどこまで権限があるのか疑うようなことが書いてあります。実際にはそこまでやっていないという現実があるにせよ、「学校運営の方針に関すること」、「教育課程の編成に関すること」に関して言及できますとなったときに、その学校が地域の中で運営しやすいように、子供たちにとって良いように学校を良くしていきましょうという趣旨だと思うのですが、これは書かなければいけないものなのですか。こうやってあまりにもきっちりしてしまうと、かえって本来の趣旨から外れていくと思います。

○学校教育課長

この規則は国・文科省からいろいろと出されている資料等を参考に作ったものではあるのですが、確かにそれこそ現状や子供たち側からするときっちり過ぎる面もありますので、適宜見直しをかけながら運用していきたいと思っております。

○佐々木委員

今の項目について文科省から出ていて、既に全国で取組を始めていて、以前に人事権とありましたが、全国的には人事に関して文科省の要請でやっている運営協議会がまだあるのですか。

○学校教育課長

人事等についてはまだ文科省との関わりが残っているはずですが。ただ人事と言っても人事権を握って「この先生をピンポイントで」ということではなくて、例えば地域でこういう学習をしたいからそれに詳しい先生がほしいという広い感じで申請できるという話は聞いておりますが、陸前高田市ではこの人事のところは載せていないので、岩手県と同様の扱いということになります。

○市長

それでは次に、「(4)市内児童生徒の学力と生活について」の報告をお願いします。

○学校教育課長

資料4をお開きください。まず児童の学力についてであります。表にありますのは4月に実施した標準学力検査の結果でございます。今回の検査はいわゆる絶対評価法による検査で、集団の中で評価3が何人ということではなくて、個人の到達度を測る検査であります。なお、ハイパーQUという、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを陸前高田市では導入しております、そちらとの相関関係が示されることから、子供たち一人一人の思いや悩み、それから学級内での人間関係等、複数の側面から一人一人に寄り添った指導体制の構築が可能となるところであります。

では観点別集計、領域別集計の説明をいたします。本市におきましては、数値が全てではございませんが、国語、算数とも全体として各学年とも全国平均と同等かそれを上回る結果となっております。一般的な傾向としまして、全国比を5ポイント上回ると、十分に学力が定着している状態であると言われております。ちなみに全国比5ポイント以上上回っている観点や領域は黄色、10ポイント以上上回っている観点や領域はオレンジ色で示しております。学年や地域によって幾分か差はみられるものの、総じて陸前高田市の子供たちは安定した学力を身に付けていると捉えております。もちろんまだまだ子供たちが付けられる力がたくさんあると思いますので、そちらは今後学校現場と一緒に努力をしたいと思っております。

では次のページをお開きください。評定出現率について説明いたします。こちらもあくまで数値のみになりますが、一定数を取る子を3段階に分けているところであります。評定3の出現率については全学年で国語、算数とも全国比を上回っております。全国よりも3と評定された子供たちが多いということになります。それから評定1の出現率については、算数については全学年、国語についてもほとんどの学年で全国を下回っております。全国を下回っているということは、評定1の子供たちが全国に比べて少ないことになりますので、その意味でも陸前高田市の子どもたちが確実に力を付けているということが言えるかと思えます。ただし算数については、学年が上がるにつれて評定3の児童が減少する傾向にあります。こちらにつきまし

ては、内容が難しくなってくるというのがありますが、指導改善に向けた手立てを綿密に検討していく必要があると捉えております。

全体的な課題としましては、ここに示しました正答率や評定にはなかなか現れてこない部分がございます。それは、記述を求める問題、それから回答までの経緯、どうしてこの答えにつながったのかという経緯を説明する問題など、発展的な問題及び自分の考えを表現する問題の無答率、答えを書けないでしまうという部分がやや高いということです。日常的に自分の考えを書く、友達と意見の交流をするといった具体的な活動の場面を授業の中で意図的に設定し、粘り強く課題に取り組む姿勢を育成していく必要があります。また、各授業において学習活動を貫く姿勢と、観点を明確にした振り返りを位置付けてまいります。授業が終わって子供たちが自分にどのような力が付いたのか、これからどのような力を付けていくのかということ、子供たち自身が理解できるようにしていく、そのような授業展開を推進して参りたいと思っています。

次のページをお開き下さい。次に、児童生徒の生活ということで、子供たちの心のサポートについて、心とからだの健康観察のアンケート結果から説明いたします。心とからだの健康観察は、東日本大震災以降に岩手県で実施しているものでございます。アンケート内容によって、過覚醒、再体験、回避マヒ、マイナス思考の4観点から、アンケートを取り数値化したものがあります。小学校では9ポイント中6ポイント、中学校では15ポイント中9ポイント以上で、サポートが必要な状況と判断されます。本市においては小学生が96名、ちなみに男子が41名、女子が51名、全体の14.1パーセントが有サポートでございます。中学生につきましては全部で56名、内訳は男子が27名、女子が29名ということで、中学生全体の14.6パーセントとなっております。これはいずれも県の割合を上回る数値となっております。表を見ていただければ分かりますように、ここ2、3年ほど小中学校とも少し上昇傾向にあります。東日本大震災から10年が経ちまして、要サポートになった理由が東日本大震災の影響のみではなく、家庭環境、それから友達との人間関係、学習、進路等かなり幅広くなってきております。しかもそれが一つだけではなく複雑に絡み合ってきているということで、今までのやり方からさらにやり方を変えていかないと、指導する方も変えていかないと、なかなか難しい状況だということを感じております。ちなみに観点が4つありますが、そのうち2つ以上で要サポートとなっている児童生徒が結構います。これを数えていきますと継続して、つまり数年間ずっと要サポートとなっている児童生徒が29名おります。それから今までは要サポートではなかったけれども、昨年度のアンケートで新たに要サポートになった児童生徒が16名、そして以前、例えば小学校4年生の頃に要サポートになっていたのだけれども一旦落ち着き、中学校に上がってから改めて要サポートになった児童生徒が12名おります。この子供たちのカウンセリング、それから先生方の聞き取り等を総合して導き出された傾向としましては、要サポートが継続している児童生徒は東日本大震災関係や家族関係の相談が多いということが分かってきています。それから、前までは大丈夫だったのだけれども、新規に要サポートになった児童生徒については、進路や学級の友達関係の相談が多いということ、一旦要サポートではなくなったのだけれども、2回目の要サポートになった児童生徒については、以前の相談内容が落ち着いたとみられていたのが再び火がついてしまったというか、同じ悩みで相談するということが多く見受け

られているようです。学校とも単純に要サポートだから同じように対応するというのではなく、その子たちの今までの中学生であれば小学校からの色々な流れを十分に配慮したうえで対応していくことが必要であるということで、カウンセラーを中心としながら、先生方に指導を進めているところであります。

下の表にはスクールカウンセラーの配置状況及びカウンセリング数を載せておきました。令和元年度のカウンセリング数が1,921件、令和2年度が1,888件ということで、相談内容が複雑化するにつれて相談件数も増えてきているということでございます。スクールカウンセラーの方だけに頼らないで学校としましても、カウンセリングの力を先生方に付けていただきながら、複数で対応できるような状況を作っていこうということで今いろいろと計画しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○市長

ありがとうございました。皆様から何かございますか。

○木下委員

教研式の学力検査に変わったのはいつからですか。

○学校教育課長

今年度からです。

○木下委員

それは何か理由があったのですか。

○学校教育課長

学校の方からもいろいろあったのですが、ハイパーQUという学級の中でのその子の位置が分かるアンケートがございまして、そちらとの相関関係や様々な指導の手立てが取れるということで変えております。

○木下委員

昔は知能検査との相関関係も併せて見たのですけれども、知能検査は行う予定はありますか。

○学校教育課長

知能検査は市としては予定をしておりません。

○木下委員

もう一つ、全国と県の学力調査がそれぞれあって、市でも独自に学力調査をやられているわけですが、今更ですがその一番の目的は何なのでしょうか。

○学校教育課長

子供にどの程度力が付いているかということ客観的に複数の学力調査で把握したいということ、子供によってどこが伸びているのか、どこが足りないのかということ先生方に直接把握していただき、指導に生かしてもらえるようにというところを狙いとしております。

○木下委員

すると個々に合わせた個別の対応をということですね。分かりました。

○市長

他にありませんか。

○遠藤委員

1 ページ目の学力検査の結果に「3 態度」とあるのですが、ここでいう「態度」について詳しく教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

いわゆる教科についての態度なので、例えば国語で言いますと、「読書は好きか」というような教科に特化した質問がございますし、「先生の話を中心して聞いているか」「ノートは自分の考えを入れながらまとめているか」、そのような学習に対する態度、意欲についての項目となります。学力とは直接つながらない設問ではありますが、主体的に学ぶという観点から、学習に向かう気持ちの面ということでアンケートを取っていることとなります。

○遠藤委員

そうすると子供だけではなく、教える側にもいろいろ問題があるということですか。

○学校教育課長

問題があるというか、先生方の授業を作る雰囲気ですとか、また授業の準備ですとか、そういうところはもちろん子供たちには直接伝わりますので、そこは出てくることはあるかと思えます。

○木下委員

児童生徒の学力というのですが、中学校はないのですか。

○学校教育課長

中学校についてはまだ学力検査の結果が出ておらず、今回お示しすることができませんでした。

○木下委員

もう一点、学年が上がるにつれて評定3の児童が減少する傾向にあるというのですけれども、今回は学年がこのとおりなのですが、経年変化でそうなるということですか。

○学校教育課長

今年度が第1回目ですのでたまたまこうなったのですが、これからも続けていくので経年変化についても分かってくると思います。ただ算数については5年生、6年生で個人差が大きくなっていくということがございますので、来年度以降に経年の変化を見ながらさらに分析をしていきたいと思っております。

○佐々木委員

大事なところですが、今年から教研式の学力検査をしているということですか。教研式の学力検査を実施しているのは全国的にはどれぐらいの割合なのか。例えば全ての小中学校でこれを実施しているのですか。

○学校教育課長

全国全ての学校で行っているというわけではありませんが、ただ全国的にいわゆるNRT/CRTといわれるCRTの方ですけれども、絶対評価ができるということでこちらを使っております、全国的にも多くの学校で使っております。

○木下委員

ハイパーQUとの相関がすごく良いと思って聞いていました。私も学校にいたときに下位の子供たちを引き上げるということで、どこの学校も苦勞していたようでした。授業の形を変えろとか、もう先生の力量だけでは何ともならない、もう毎年どこでも取り組んでやっている、放課後もやっている、休み時間もやっている、家庭学習もやっているという、なかなか成果が出ていないと思うのですけれども、そういった部分で個々の生活様式から含めて学級での過ごし方とか、それらと相関関係があるということで見えてきたものがあるのでしょうか。それともまだこれから分析をするということなののでしょうか。

○学校教育課長

2学期以降に分析結果が上がってまいりますので、今後お伝えしたい思います。

○遠藤委員

2枚目の真ん中あたりの4つ目ですが、「心配なことは一つもない」と回答している児童生徒も相当数いるという状況から、「どの子も要サポートになりうる」という意味はあるのですか。

○学校教育課長

例えば昨年度のアンケートで、急に要サポートになった生徒が十数名いるとお伝えしました

が、その子たちの中で何人かは前年に「心配なことは一つもない」と回答している子供たちです。そういう子供たちがいきなり次の年に要サポートに入ってくるのが毎年数件あります。ですので大丈夫、大丈夫と表現している子たちにも注意しておかないと、この子たちは大丈夫だと思っていると、なかなか気付かないというところが少しあるということで、そういう子たちについてもかなり配慮をして注視しなければならないし、要サポートになる可能性もあるということです。

○遠藤委員

心配なことは一つもない、ということが悪いことではないですね。

○学校教育課長

悪いことではないです。悪いことではないのですが、そういう子たちが次の年にかなり心配な状況になっているというのが今までも数件見受けられます。

○遠藤委員

震災関連というのはもちろんですけども、それ以外にも家庭環境の問題が主な原因だというものがあつたのですが、ちなみにこれは全国的に同じような傾向だと思うのですが、なぜ陸前高田市だけ同じ沿岸でも多くなっているのでしょうか。

○学校教育課長

なかなか細かい分析が私もできていないので、明確な原因となると現在分析中であります。

○市長

今可能性として言われていることは、震災そのものを知らない子であっても、この10年間ご両親に育ててもらった子でも、お父さんお母さんは不安の中で震災で家を流されたり仕事を失ったりいろいろな事があって、そのお父さんお母さんを見ながら育ってきたことによって、例えば変な言い方だけれどもいつも夫婦喧嘩をせざるを得ない状況にあつたとか、陸前高田市は特に被災の度合いが大きかったからそういうものが間接的に影響しているのではないかとおっしゃる先生方はたくさんいます。あくまでこれは「ではないか」の話なので、今委員がおっしゃるようになかなかこれだという答えを持っている先生方はいないのだろうと思っています。

○学校教育課長

ある校長先生がおっしゃっていたのは、コミュニティがなかなか一旦途絶えてしまつて、新しく仮設住宅にずっと住んでいて、新しい所に家を建てて、新しい地域ができているのだけれども、そこがやはりどうしても昔からの地域の方、お父さんお母さんも含めて簡単に昔のとおりにはいかないということが、子供にも影響しているのではないかというお話をされている学校もあります。

○佐々木委員

これを調査する時期は、10年間毎年大体同じ時期ですか。

○学校教育課長

毎年9月頃だったと思います。

○佐々木委員

時期によっても回答に上がり下がりが出ているのではと思います。でも毎年同じだということとは具体性というか信憑性があるということですね。

○市長

他にございますか。

○伊藤委員

カウンセリングの業務以外に検査等の業務を行っているので、配置型のカウンセリングが減少しているということに関してこのように課題が出ているのは改善できそうな感じですか。

○学校教育課長

いわゆる心理検査等をしていただきたいという依頼もいろいろあるものですから、特別な支援を要するお子さんたちがこのところ増えてきているということもありまして、そちらをお願いしている部分もあるのですが、現在そういう検査をしていただく人も、検査ができる先生方だったり、あとは支援学校の先生方にも検査をお願いしながら、そもそものカウンセリングの業務もきちんとできるという見通しです。

○伊藤委員

一件ごとをお願いして検査をされるのですね。

○学校教育課長

やはり心理検査となると時間がかかる検査もございますので、2時間かかるような検査があったりすると、どうしてもその分カウンセリングの件数が減ってしまうところもあります。

○木下委員

先ほど課長さんがおっしゃった調査が10年間ずっと同じ内容でやってきたので、そろそろ内容を変えて、みたいなニュアンスのことを少し話したと思いますが、そのあたりは具体的にどうということなのでしょう。実は私も同じ内容でずっとやってきていることに、少しずつズレというか、震災直後の聞き取りと今とでは大分違っているので、今も同じものでやって同じ分析で良いのだろうか、それとももう少し別の分析とか突っ込み方とか、または調査自体を変えていく必要があると思います。でなければもう震災とは関係なく一人一人のことに関わって移

行しているのか、その辺りについてもし情報があれば教えてください。

○学校教育課長

詳しい情報はないのですが、調査自体は県の作成なので内容の変更はなかなか難しいと思うのですが、各学校や市教委で前から何年間か継続している子に少し特化して分析してみるとか、「中一ギャップ」という言葉もありますが、中学校に入学した段階でいきなり要サポートになってしまうとか、今までは単純に要サポートだからこの場合はこういう対応をすれば良いということだったのですが、それだけでは足りないと思っております。本当に一人一人に寄り添うには、この子が何で今回要サポートになったのか、あるいは要サポートが一回落ち着いてきたのにまた心が苦しくなったのはなぜだろうという背景まで一人一人を見ていかないと、対応が難しくなっていると感じております。なのでそういった意味で様々な分析と言いますか分類の方法を市としても検討していかなければいけないと考えています。

○佐々木委員

すごく難しいと思います。個人の心の中にずけずけと入っていけないです。いくら小学生であっても心に抱えているものを何だかんだ正直に言えと言っても、やっぱりその子なりに解決の方法があるのと、そこにむやみやたらに入っていけない難しさがあるので大変だと思いますし、見守りながら変化があったときに対応するという、ちょっと難しい部分があるのだと思いますが、すごく大切なので丁寧にやっていただければということを感じました。ありがとうございます。

○市長

よろしいでしょうか。

以上、報告4件について終了いたしましたので、事務局へお返ししたいと思います。

○管理課長補佐

それでは以上を持ちまして、令和3年度第1回陸前高田市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。